

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第一条関係）	1
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条関係）	11
○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（附則第三条関係）	53
○ 特定複合観光施設区域整備法（附則第四条関係）	60

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第二十五条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員<sup>の</sup>の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき<sup>。</sup></p>

第二十五条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号イにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁

第二十七条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁

刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十八条の二 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十八条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取る事又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。

以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて「電子決済手

第二十九条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取る事又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の二 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。）

段等取引業者」という。)との間における電子決済手段等取引契約(同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者との者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「電子決済手段等取引情報」という。)の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号ニにおいて「電子決済等取扱業者等」という。)との間における電子決済等利用契約(銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及

との間における電子決済手段等取引契約(同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者との者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「電子決済手段等取引情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の三 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。)との間における電子決済等利用契約(銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役

び第三十二条第四項第一号ニにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十一条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併

務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として

科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十二条 通常の商取引又は金融取引として行われるものである

ことその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

2 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に前項前段の目的があることの情を知って、有償で特定役務利用財産移転行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償での特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を勧誘

行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(新設)

し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

3 業として第一項前段又は前項前段の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務（次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。）を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約

ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約

ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約

ニ 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約

ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約

二 預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

三 預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることとを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

第三十三条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違

(新設)

反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条 同条の罰金刑

二 第三十三条 三億円以下の罰金刑

三 前条 二億円以下の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

第三十六条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二条第六項各号に掲げる行為に係る第二十五条及び前条第一号に規定する罪の

(新設)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条 三億円以下の罰金刑

二 第二十六条 二億円以下の罰金刑

三 第二十七条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

第三十二条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二条第六項各号に掲げる行為に係る第二十七条及び前条第三号に規定する罪の

事件について準用する。

事件について準用する。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 監督（第十五条―第十九条）</p> <p>第四章の二 口座等犯罪利用防止措置</p> <p>第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施（第十九条の二―第十九条の十）</p> <p>第二節 特定被害回復給付金の支給</p> <p>第一款 通則（第十九条の十一―第十九条の十三）</p> <p>第二款 特定被害回復給付金支給手続（第十九条の十四―第十九条の十七）</p> <p>第三款 雑則（第十九条の十八―第十九条の二十七）</p> <p>第三節 雑則（第十九条の二十八・第十九条の二十九）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するた めに使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられる</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 監督（第十五条―第十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するた めに使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられる</p>

ことにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置及び警察官による預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（疑わしい取引の届出等）

第八条 （略）

2～4 （略）

5 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたと

ことにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（疑わしい取引の届出等）

第八条 （略）

2～4 （略）

5 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取

きは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

6 行政庁（都道府県知事及び公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権（信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第百十条第三項に規定する無記名受益権に該当しないものに限る。）を除く。以下同じ。）の移転（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする

引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

6 行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二條第二項第二号において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一・二 (略)

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十九条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反していると認めるときは、行政庁(公安委員会を除く。以下この条において同じ。)に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うことができる場合にあつては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができる。

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に~~関し~~関係人に質問させることができる。この場合においては、~~第~~十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 (略)

第四章の二 口座等犯罪利用防止措置

一・二 (略)

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十九条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反していると認めるときは、行政庁(都道府県公安委員会を除く。以下この条において同じ。)に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うことができる場合にあつては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができる。

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に~~関し~~関係人に質問させることができる。この場合においては、~~第~~十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 (略)

(新設)

第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施

(新設)

(犯罪利用防止措置用口座等の開設等)

第十九条の二 警察官は、次条の規定による措置（以下「口座等犯罪利用防止措置」という。）を実施するため、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、次に掲げる特定事業者に対し、その身分を証明する証票及び国家公安委員会規則で定める書面の提示（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置であつて、当該提示に相当するものとして国家公安委員会規則で定めるものを含む。）を行つて

(新設)

、犯罪利用防止措置用口座等（警察本部長と次の各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約により、当該契約に係る役務の提供を受けるために開設され、又は設定される口座又はこれに準ずるもの（以下「口座等」という。）であつて、当該口座等に係る通帳、カードその他のものにおいて表示され、又は記録される当該口座等の名義人その他の事項について当該口座等が口座等犯罪利用防止措置のために用いられるものであることが当該口座等犯罪利用防止措置の相手方その他の者に推知されないようにするための措置が講じられるものをいう。以下同じ。）を開設し、又は設定するよう求めることができる。

一 第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者（第二十六条第一項及び第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。） 別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約（第二十六条第一項において単に「預貯金契約」とい

う。)

二 第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。） 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約（第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約」という。）

三 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十八条第一項において「資金移動業者」という。） 資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務の提供を受けることを内容とする契約

四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第二十九条第一項において「電子決済手段等取引契約」という。）

五 第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者（第三十条第一項において「電子決済等取扱業者等」という。） 銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十条第一項において「電子決済等利用契約」という。）

六 暗号資産交換業者 資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十一条第一項において「暗号資産交換契約」という。）

(口座等犯罪利用防止措置の実施)

第十九条の三 警察官は、次に掲げる者を認めた場合において、預貯金口座等(前条各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約に係る役務(以下この条及び第三十二条第四項において「預貯金契約等役務」という。))の提供を受けるために開設され、又は設定された口座等をいう。以下この条及び第十九条の十一第三号において同じ。)が犯罪に利用されることを防止するため必要があると認めるときは、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、その者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る通帳、カード、預貯金契約等役務の提供を受けるために必要な情報その他当該預貯金契約等役務の提供を受けるために必要なもの(以下「犯罪利用防止措置用通帳等」という。)を譲り渡し、交付し、又は提供すること、同項に規定する特定役務利用財産移転行為(第二号及び第十九条の六第四項第二号において単に「特定役務利用財産移転行為」という。)をすることを受託して犯罪利用防止措置用口座等において財産を受け取るために必要な情報(以下この条において「口座等関係情報」という。)を提供することその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又は犯罪利用防止措置用通帳等を用いた措置を講ずることができる。この場合においては、警察官は、当該措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、当該警察官の氏名、身分その他の事項、当該犯罪利用防止措置用通帳等又は当該口座等関係情報が犯罪利用防止措置用口座等に係るものであることその他当該措置に係る事

(新設)

実を隠し、又は偽ることができる。

- 一 第二十六条第一項に規定する預貯金通帳等、第二十七条第一項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、第二十八条第一項に規定する為替取引カード等、第二十九条第一項に規定する電子決済手段等取引情報、第三十条第一項に規定する電子決済等利用情報又は第三十一条第一項に規定する暗号資産交換用情報を譲り渡し、交付し、又は提供するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由があると認められる者を除く。）
- 二 有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、人に依頼し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（前号に規定する正当な理由があると認められる者を除く。）

（特定事業者に対する協力の求め）

第十九条の四 警察官は、口座等犯罪利用防止措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、第十九条の二各号に掲げる特定事業者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る取引に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（移転を受けた財産の保管）

第十九条の五 口座等犯罪利用防止措置が講じられた場合において、次の各号に掲げる財産の移転があったときは、当該口座等犯罪利用防止措置の指揮を行う警察本部長は、次条第一項の規定による返還を行うために当該各号に定める財産を保管しなければならない

（新設）

（新設）

ない。

一 犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転 当該移転に係る財産

二 前号に掲げるもののほか、犯罪利用防止措置用通帳等の譲渡

し、交付又は提供の対価を受け取ることその他の事由による警

察官への金銭その他の財産の移転 当該移転に係る財産

2 警察本部長は、前項の規定により保管する財産が滅失し、若し

くは毀損するおそれがあるとき、又はその保管若しくは返還に過

大な費用若しくは手数を要するときは、当該財産を換価して当該

換価により得られた金銭を保管することができる。

(保管財産の返還)

第十九条の六 前条の規定により財産を保管した警察本部長は、速

やかに、当該保管の原因となった同条第一項各号に掲げる財産の

移転（以下「保管原因行為」という。）を行った者に対し、当該

保管に係る財産（当該財産が金銭債権である場合にあつては、当

該金銭債権の価額に相当する金銭）を返還するものとする。ただ

し、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合には、当該事情

がやんだ後速やかに返還するものとする。

一 この節の規定の施行又は犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあること。

二 保管原因行為が前条第一項第一号に掲げる財産の移転である

場合において、当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口

座等に係る財産の払戻しを求める訴えが提起されていること又

は当該財産に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮

(新設)

処分の手続が行われていること。

三 前二号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事情

2 前項の規定により返還する財産の価額又は数量（以下この項及び第四項において「価額等」という。）は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合には、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。

3 第一項の規定による返還に要する費用は、当該返還を受ける者の負担とする。

4 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による返還の相手方に対して引き渡す財産の価額等から、当該各号に規定する移転に係る財産に相当する財産の価額等を控除することができる。

一 当該保管原因行為の前又は後に当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から財産の移転があった場合であつて、当該返還の相手方が当該移転を行ったと認められるとき。

二 当該保管原因行為の前又は後に警察官が他人の依頼を受けて当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から特定役務利用財産移転行為をして財産の移転を行った場合であつて、当該返還の相手方が当該依頼を行ったと認められるとき。

5 第一項の規定により返還する財産には、利息を付さない。

（返還のための調査）

第十九条の七 警察本部長は、前条第一項の規定による返還を行うため、必要な調査を行うものとする。

（新設）

2 警察本部長は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 警察本部長は、第一項の規定による調査の結果その他の事由により前条第一項の規定により返還を受けるべき者を認めるときは、速やかに（同項各号のいずれかに掲げる事情がある場合にあつては、当該事情がやんだ後速やかに）、その者に対し、当該返還を受けるために必要な手続を通知しなければならない。

（公告）

第十九条の八 警察本部長は、第十九条の五の規定により保管する財産（第十九条の六第四項各号に規定する移転があつた場合における当該移転に係る財産を含む。以下「保管財産」という。）について、前条第一項の規定による調査を行つてもなおその返還を受けるべき者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該警察本部長が置かれる都道府県警察の名称

二 当該保管財産の保管原因行為があつた日時

三 当該保管財産の保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称その他の当該保管原因行為に係る事項（前号に掲げる事項を除く。）

（新設）

四 当該保管財産の内容

五 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

(返還時の措置)

第十九条の九 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該返還を受けるべき者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還のため必要があると認めるときは、当該返還を受けようとする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に質問させることができる。

3 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保管財産の返還を受ける権利の消滅)

第十九条の十 第十九条の八第二項の規定による公告の日から起算して六月（第十九条の六第一項各号に掲げる事情があつた期間を除く。）を経過してもなお第十九条の六第一項の規定により保管財産の返還を受けるべき者を知ることができず、若しくはその所在を知ることができないとき、又は当該返還を受けるべき者が保管財産について返還を受ける権利（以下「返還請求権」という。）を放棄したときは、当該保管財産に係る返還請求権は消滅する。

。この場合において、当該保管財産が金銭以外の財産であるとき

(新設)

(新設)

は、警察本部長は、速やかに、その換価をしなければならない。

## 第二節 特定被害回復給付金の支給

### 第一款 通則

#### (定義)

第十九条の十一 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。

二 給付資金 第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。

三 支給対象犯罪行為 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、人に、移転元預貯金口座等（預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。）に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。

四 費用 この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(特定被害回復給付金の支給)

第十九条の十二 公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被った者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつてこれにより財産を失つたものに対し、特定被害回復給付金を支給する。

2 公安委員会は、前項に規定する者（以下「対象被害者」という。）について、相続その他の一般承継があつたときは、この節の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、特定被害回復給付金を支給する。

(特定被害回復給付金の支給を受けることができない者)

第十九条の十三 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特定被害回復給付金の支給を受けることができない。

一 支給対象犯罪行為により失われた財産（当該財産が二人以上の者の共有に属するときは、その持分。以下この条において同じ。）の価額に相当する損害の全部について、その填補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。）における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人

二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他特定被害回復給付金の支給を受けること

(新設)

(新設)

が社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

## 第二款 特定被害回復給付金支給手続

(特定被害回復給付金支給手続の開始)

第十九条の十四 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合（当該保管財産について第十九条の十の規定による換価を行うべき場合にあっては、当該換価が終了した場合に限る。第五項において同じ。）であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等があるときは、当該都道府県警察を管理する公安委員会に対し、当該保管財産に係る給付資金から特定被害回復給付金を支給するための手続（以下「特定被害回復給付金支給手続」という。）を開始することを求めなければならない。ただし、当該保管財産（当該保管財産が第十九条の十の規定により換価された場合にあっては、当該換価により得られた金銭。第四項及び第十九条の二十四第一項において同じ。）の価額が特定被害回復給付金支給手続に要することが見込まれる費用の額として国家公安委員会規則で定める額を超えないときは、この限りでない。

2 公安委員会は、前項の求めがあつたときは、遅滞なく、特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をするものとする。

3 前項の決定は、第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転に係る犯罪利用防止措置用口座等ごとにするものとする。

(新設)

(新設)

4 公安委員会は、第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、当該決定に係る保管財産を給付資金として保管するものとする。

5 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等がないとき、又は第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

6 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、当該返還請求権が消滅した保管財産について特定被害回復給付金支給手続が行われない旨を公告しなければならない。

(公告等)

第十九条の十五 公安委員会は、前条第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、速やかに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 特定被害回復給付金支給手続を開始した旨

二 特定被害回復給付金支給手続を行う公安委員会の名称

三 当該決定に係る犯罪利用防止措置用口座等及び移転元預貯金口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称

(新設)

四 当該決定に係る給付資金の額

五 支給申請期間

六 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

3 前項第五号の支給申請期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならぬ。

4 公安委員会は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れてゐるものに対し、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならぬ。ただし、特定被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による公告及び前項の規定による通知に関して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用）

第十九条の十六 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項及び第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項から第三項まで並びに第十七条の規定は、公安委員会による特定被害回復給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十四条第三項を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

（新設）

句に読み替えるものとする。

第九條第一項 第一号	対象被害者	対象被害者（ 犯罪による収 益の移転防止 に関する法律 （以下「犯罪 収益移転防止 法」という。 ）第十九條の 十二第二項に 規定する対象 被害者をいう 。以下この条 及び次條第二 項において同 じ。）
第九條第一項 第二号	支給対象犯罪行為	支給対象犯罪 行為（犯罪収 益移転防止法 第十九條の十 一第三号に規 定する支給対 象犯罪行為を いう。次号及 び次條第二項

項 第十一 条第二	第二十八 条第一項	において同 じ。
項 第十二 条第一	書面をも つて行い、 かつ、理 由を付し、 当該裁定を した検 察官がこれ に記名押印 を	理由を付した 書面をもって
第十二 条第三 項及び第 十三 条	検察官が 所属する 検察庁	都道府県公安 委員会
項 第十二 条第三	検察庁に	都道府県公安 委員会の庁舎 に
第十四 条第一 項	すべて	当該特定被害 回復給付金支 給手続（犯罪 収益移転防止 法第十九条の 十四第一項に 規定する特定 被害回復給付 金支給手続を いう。以下こ の項及び次項

第十四条第三	第十四条第二	
記載し、法務省令で定めると	費用等 犯罪被害財産支給手続	給付資金 費用 給付手続 第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続
記載すると	費用 給付資金 特定被害回復 給付金支給手続	犯罪収益移転防止法第十九条の十一第二号に規定する給付資金 犯罪収益移転防止法第十九条の十一第四号に規定する費用をいう。次項において同じ。 費用（犯罪収益移転防止法第十九条の十一第四号に規定する費用をいう。次項において同じ。） 及び当該特定被害回復給付金支給手続 において同じ。 ）に係る全て

項

ころにより

もに、警察庁長官に対し、その旨を公告することを求めなければならぬ。この場合において、警察庁長官は、速やかに

(特定被害回復給付金支給手続の終了)

第十九条の十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をするものとする。

一 前条において準用する犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（以下「準用支給法」という。）第九条第一項の規定による申請がないとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請の全てについて準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合において、準用支給法第十条第一項の規定による特定被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定（以下「資格裁定」という。）を受けた者がいないとき。

三 準用支給法第十四条第一項及び第二項並びに第十七条の規定（第十九条の二十一第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）により支給すべき特定被害回復

(新設)

給付金の全てについて、当該規定によりこれを支給したとき。

2| 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をしたときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

3| 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。

### 第三款 雑則

#### (調査)

第十九条の十八 公安委員会は、この節の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請をした者(第三十五条第四号において「特定被害回復給付金申請者」という。)その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

#### (損害賠償請求権等との関係)

第十九条の十九 特定被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。

#### (不正利得の徴収等)

第十九条の二十 特定被害回復給付金支給手続において、偽りその

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

他不正の手段により特定被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、公安委員会は、地方税の滞納処分等の例により、その者から、その支給を受けた特定被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による徴収をしたときは、当該徴収に係る金銭を給付資金として保管するものとする。

4 公安委員会は、前項の規定による保管をした場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において第一項に規定する者以外の者で資格裁定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額（資格裁定において定められた準用支給法第十条第二項に規定する犯罪被害額をいう。次条第二項において同じ。）に満たないときは、遅滞なく、当該保管に係る給付資金を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、第一項に規定する者から徴収した額が千円未満である場合は、この限りでない。

（権利の消滅等）

第十九条の二十一 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、準

（新設）

用支給法第十四条第三項（前条第四項及び次項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による公告があつた時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において当該権利を有していた者以外の者で資格裁定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額に相当する額の金銭を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、前項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

（特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護）

第十九条の二十二 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（戸籍事項の無料証明）

（新設）

第十九条の二十三 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方

（新設）

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（都道府県の一般会計への繰入れ等）

第十九条の二十四 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げる場

（新設）

合には、当該各号に定める財産を当該都道府県警察の属する都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第二号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅したとき 当該保管財産

二 第十九条の十四第六項の規定による公告が行われたとき 当該公告に係る保管財産

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める金銭を当該公安委員会が置かれている都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十七第一項の決定が確定した場合において、当該確定の時に給付資金を保管しているとき 当該給付資金（当該確定の前に第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合にあつては、当該保管をした金額（同条第四項の規定により当該保管に係る給付資金を原資として特定被害回復給付金が支給

された場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）に相当する金銭を除く。）

二 第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合において、同条第四項の規定により特定被害回復給付金の支給を受けるべき者がいないとき 当該保管をした給付資金

三 第十九条の二十第三項の規定による保管をした給付資金について同条第四項及び第十九条の二十一第二項の規定により支給すべき特定被害回復給付金の全てを支給した場合において、給付資金をなお保管しているとき 当該給付資金

3 都道府県は、前二項の規定により当該都道府県の一般会計の歳入に繰り入れられた金銭の額に相当する金額を、犯罪被害者等基金法（平成十六年法律第六十一号）第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策を行うために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

（公安委員会に対する審査の申立て）

第十九条の二十五 次の各号に掲げる裁定、決定その他の行為（以下この項及び次条において「裁定等」という。）に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該裁定等をした公安委員会に対し、審査の申立てをすることができん。

一 準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定 裁定書の謄本の送達があつた日の翌日

二 第十九条の十七第一項の決定 当該決定の公告があつた日の翌日

（新設）

三 前二号に掲げるもののほか、この節の規定に基づく手続に係る公安委員会の行為で国家公安委員会規則で定めるもの 国家公安委員会規則で定める日

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、審査の申立てをすることができる。

第十九条の二十六 この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定により公安委員会に対して裁定等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、当該公安委員会の不作為（この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該公安委員会に対し、当該不作為についての審査の申立てをすることができる。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用）

第十九条の二十七 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条の三から第四十一条まで、第四十二条第一項（第四号及び第六号を除く。）及び第二項、第四十二条の二（第三号を除く。）並びに第四十三条から第四十七条までの規定は、前二条の規定による公安委員会に対する審査の申立てについて準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に

（新設）

（新設）

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四十条の三 第二項</p>	<p>第四十条第一項各号</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第十九条の二十五第一項各号</p>
<p>第四十条の三 第二項第一号 及び第三項第一号、第四十一号、第四十二号、第五号 及び第七号並びに第二項、第四十二条の</p>	<p>処分等</p>	<p>裁定等</p>

<p>第四十二条第 一項第三号、 第四十五条、</p>	<p>第四十条第一項各号</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項</p>	<p>第四十二条第 一項第一号</p>	<p>第四十条第一項</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項</p>	<p>第四十二条第 一項</p>	<p>第四十条第一項の</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項の</p>	<p>第四十一条及 び第四十七条 第五項</p>	<p>第四十条第一項第三号</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項第一号</p>	<p>第三項 第四十条の三</p>	<p>前条</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十六</p>	<p>二第一号及び 第四号、第四 十五条、第四 十六条並びに 第四十七条第 一項及び第三 項</p>
-------------------------------------	------------------	--	-------------------------	----------------	--	----------------------	-----------------	---	----------------------------------	-------------------	---	-----------------------	-----------	------------------------------------	--

<p>第四十六条及 び第四十七条 第一項</p>	<p>第四十二条第 一項第五号</p>	<p>第四十二条第 二項</p>	<p>第四十二条の 二、第四十五 条及び第四十 七条第二項</p>	<p>第四十二条の 二第一号</p>	<p>この法律又はこの法律</p>	<p>、第六号又は</p>	<p>行為を変更すべきことを命じ 、若しくはこれ</p>	<p>第四十条の二</p>	<p>不作為</p>	<p>一項各号</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第四章 の二第二節又 は同節の規定</p>	<p>又は 行為</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十六</p>	<p>不作為（犯罪 収益移転防止 法第四章の二 第二節又は同 節の規定に基 づく国家公安 委員会規則の 規定による申 請に対して何 らの裁定等を もしないこと</p>
----------------------------------	-------------------------	----------------------	---	------------------------	-------------------	---------------	----------------------------------	---------------	------------	-------------	--	------------------	------------------------------------	---

第四十四条		第四十二条の 二第四号	
第三十八条第一項から第五項	第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項	第十二条の 第十二条の 第四十二条第一項各号及び前条各号	審査の申立てに係る不作為が 検察庁の長によるものである 場合において、その
第三十八条 項	犯罪収益移転 防止法第十九 条の十六にお いて準用する 第十二条第二 項	第四十二条第 一項各号（第 四号及び第六 号を除く。） 及び前条各号 （第三号を除 く。）	犯罪収益移転 防止法第十九 条の十六にお いて準用する 第十二条の 第四十二条第 一項各号（第 四号及び第六 号を除く。） 及び前条各号 （第三号を除 く。）
第三十八条		審査の	をいう。第四 号において同 じ。）

<p>まで</p>	<p>(被害回復給付金)</p>	<p>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律 第四十条第一項に</p>	<p>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律 第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号</p>	<p>法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された</p>
<p>(特定被害回復給付金)</p>	<p>犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項に</p>	<p>犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第二号</p>	<p>警察庁長官に対し、当該決定が取り消され、又は変更された旨を公告することを求めなければならぬ。この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、そ</p>	

第四十七條第一項及び第五項	第四十二條第一項各号	の
第四十七條第一項及び第二項	檢察官が所属する檢察庁	都道府県公安委員会
第四十七條第二項	第四十二條の二各号	第四十二條の二各号（第三号を除く。）
第四十七條第三項	第十二條第二項	犯罪収益移転防止法第十九條の十六において準用する第十二條第二項
第四十七條第五項	国	都道府県

第三節 雜則

（適用除外）

第十九條の二十八 第十九條の二各号に掲げる特定事業者が行う犯罪利用防止措置用口座等に係る取引については、第四条第五項の

（新設）

（新設）

規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項、第七条第一項並びに第八条第一項の規定は、適用しない。

2 警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条第二項前段の規定は、適用しない。

3 第十九条の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であつて当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定は、適用しない。

4 犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。

（国家公安委員会規則への委任）

第十九条の二十九 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（行政庁等）

第二十二条（略）

（新設）

（行政庁等）

第二十二条（略）

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5～8 (略)

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

10 (略)

(事務の区分)

第二十四条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一～五 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5～8 (略)

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

10 (略)

(事務の区分)

第二十四条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一～五 (略)

第二十六条 他人になりすまして預貯金取扱事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

24 (略)

第二十七条 他人になりすまして高額電子移転可能型前払式支払手段発行者との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者<sup>（一）</sup>と区別して識別することができるように付

第二十六条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号イにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

24 (略)

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を

される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

第二十八条 他人になりすまして資金移動業者との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十条第四項第一号口において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

第二十八条 他人になりすまして第二條第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに

254 (略)

第二十九条 他人になりすまして電子決済手段等取引業者との間に  
おける電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受けること又  
はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引  
業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける  
者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号  
その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条  
において「電子決済手段等取引用情報」という。）の提供を受け  
た者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、  
又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであるこ  
とその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引  
用情報の提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又は  
その提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

第二十九条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十  
一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十  
二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子  
決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五  
号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。  
以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて「電子決済手  
段等取引業者」という。）との間における電子決済手段等取引契  
約（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする  
契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて  
同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせ  
ることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済  
手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して  
識別することができるように付される符号その他の当該役務の提  
供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済手  
段等取引用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘  
禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由  
がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報の提供を受けた  
者も、同様とする。

254 (略)

第三十条 他人になりすまして電子決済等取扱業者等との間における電子決済等利用契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 4 (略)

第三十一条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用

第三十条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号二において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号二において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 4 (略)

第三十一条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他

情報」という。)の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2～4 (略)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務(預貯金取扱事業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務を含む。次号及び第三号において同じ。)を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二・三 (略)

の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「暗号資産交換用情報」という。)の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2～4 (略)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務(次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。)を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約

ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転

可能型前払式支払手段利用契約

ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約

ニ 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約

ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約

二・三 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の九第二項の規定による求めに対し、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出したとき。

三 準用支給法第十七条第一項の届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第十九条の十八の規定により報告又は文書の提出を命ぜられて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出したとき（特定被害回復給付金申請者又は準用支給法第十七条第一項の規定により届出をした者が違反した場合に限る。）。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第三十四条 二億円以下の罰金刑

2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

(新設)

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 前条 二億円以下の罰金刑

(新設)

は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(金融商品取引法の準用)

第三十七条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二條第六項各号に掲げる行為に係る第二十五條及び前條第一項第一号に規定する罪の事件について準用する。

(新設)

(金融商品取引法の準用)

第三十六条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二條第六項各号に掲げる行為に係る第二十五條及び前條第一号に規定する罪の事件について準用する。

改 正 案	現 行
<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪</u>その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうち<u>に次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</u></p>	<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪</u>その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうち<u>に次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</u></p>

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号

ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがな

ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがな

なくなった日から起算して五年を経過しない者  
ハ (略)

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のい  
ずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく  
契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国  
又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ  
。）を締結してはならない。

一 (略)

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該  
当しない者であること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反  
し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織  
的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一  
条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四  
十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しく  
は第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三  
十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（こ  
れに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当  
該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなく  
なった日から起算して五年を経過しない者

ニ・ト (略)

なくなった日から起算して五年を経過しない者  
ハ (略)

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のい  
ずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく  
契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国  
又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ  
。）を締結してはならない。

一 (略)

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該  
当しない者であること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反  
し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織  
的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一  
条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四  
十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しく  
は第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三  
十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（こ  
れに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当  
該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなく  
なった日から起算して五年を経過しない者

ニ・ト (略)

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない

い。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しな

い。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しな

三  
ロ  
(3)  
い者  
(略)  
(略)  
(略)

三  
ロ  
(3)  
い者  
(略)  
(略)  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十六条第一項の罪</u>その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうち<u>に次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</u></p>	<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪</u>その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうち<u>に次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</u></p>

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わる、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれ

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わる、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれ

かに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金

かに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（

の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ（略）

（契約の締結の制限）

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ。）を締結してはならない。

一（略）

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

イ・ロ（略）

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過

これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ（略）

（契約の締結の制限）

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ。）を締結してはならない。

一（略）

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

イ・ロ（略）

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

しない者

二 〇ト (略)

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請につい

二 〇ト (略)

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請につい

て、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪そ

て、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し

の他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)

、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)